

〜知っ得情報〜



賃貸住宅を退去

『原状回復』のトラブルに注意！

相談内容

10年間住んでいた賃貸アパートを退居しました。不動産業者を通じて、フローリングなどの張り替え、換気扇の交換、ハウスクリーニングなどで敷金を超える30万円以上を請求されました。これら全てを借主が負担しなければならぬのでしょうか。(20代男性)

アドバイス

賃貸住宅に入居する際、入居者には退居時に部屋を入居時の状態に戻す「原状回復」をすることが義務付けられています。経年変化や通常の使用による損耗については負担する義務はありませんが、入居中に借主の不注意で部屋に傷や汚れをつけてしまった部分については、原状回復のための費用を負担しなければなりません。通常使用を超える損耗箇所については貸主・借主双方で立ち会って確認しましょう。退居時にトラブルにならないよう、次のことに気を付けましょう。

●契約時に「原状回復」に関する項目をよく確認する

契約をする時、契約書に「原状回復」の特約などが書かれていることがあります。特約について納得できる内容になっているかを必ず確認し、疑問点は担当者に質問しましょう。また、原状回復の範囲や程度などの原則が書いてある「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(国交省作成)」を読み、内容を把握しておくとなお良いでしょう。

人権標語

(高校3年生)

考えよう 相手の気持ちと 思いやり

消費生活の困り事はこちらへ  
消費生活センター ☎0848-67-6410

相談員と一緒に解決策を考えます。  
気軽に相談してください。

時 3～5日を除く月～金曜日  
9時～12時、13時～16時

所 市役所本庁3階  
※電話相談も可。

巡回相談

時 14日(金)・21日(金)・  
28日(金)14時～16時

所 本郷・久井・大和支所(要申し込み)

申 相談日の前日までに消費生活センターへ



●「原状回復の範囲かどうか」契約時に確認した内容と合っているかを確認する  
入居する以前からあった傷や汚れは日付入りの写真を撮って記録に残し、退去時に原状回復の範囲かどうかを貸主・借主の双方で確認できるようにしておきましょう。退居する時には、原状回復費用の内訳を出してもらい、契約者と立ち合い時に確認した内容と合っているかどうか十分確認しましょう。

トラブルに遭った場合は、三原市消費生活センター(☎0848-67-6410)に相談してください。

三原市×三原テレビ×FMみはら連携

ミハラ発信会議⑨ 三原のみんなのラジオ局 FMみはら開局3周年

災害時の緊急情報をはじめ、生活に密着した情報発信を続けるFMみはらは、平成30年5月の開局から3年が経過しました。開局3周年を記念して、抽選で賞品が当たる「体験三原！三原に泊まろう！大リクエスト大会」というキャンペーンを実施しています。詳しくはFMみはらHPで確認してください。

【FMみはらを聞く方法】①市販のFMラジオで87.4MHzに合わせて聞く②スマートフォンなどでFMみはらHPから聞く など

※FMみはらに関する情報は広報6月号でも掲載する予定です。

☎FMみはら(☎0848-67-0874)



▲FMみはらHP



三原市LINE公式アカウントに登録すると、「防災メニュー」にFMみはらを聞くことができるボタンがあります

